

別紙1

業 務 仕 様 書

受託者は、この仕様書に基づき、委託者と協議の上、業務を誠実に実施すること。

1. 業務の名称

第27回参議院議員通常選挙投票所等交通誘導警備業務

2. 契約期間

契約締結日から令和7年7月20日まで

3. 業務の概要

投票日の投票所及び開票所において、車両の誘導、整理及び歩行者の誘導業務を行う。

4. 業務の内容

- (1) 投票所に来場する有権者等の安全を確保するため、車両を所定の駐車場等に誘導し、歩行者の整理、誘導及び案内を行うこと。
- (2) 投票所駐車場や付近の交差点等において、車両を投票所に誘導すること。
- (3) 交通規制区域内における車両の交通整理及び迂回等の案内をする。ただし、緊急車両は除くこと。
- (4) 別途業務日までに指示する投票所については、投票日当日、投票開始時間までに案内用の看板等を指定の場所に設置し、業務終了後直ちに撤去すること。
- (5) 開票所の敷地内で来場者又は事務従事者等の車両を駐車場等に安全に誘導すること。（投光器、ハロゲン灯、誘導標識、三角コーン等の車両誘導に必要な物品については、委託者と協議し受託者側で準備する。）
- (6) 業務時間終了後、速やかに配置する警備員（以下「警備員」という。）の氏名及び従事時間が書かれた報告書（以下「報告書」という。）に業務場所の投票管理者等の責任者（以下「責任者」という。）の署名を受けた後、その控えを提出すること。
- (7) 開票所で業務終了後、開票所出入口の車止めを使用し閉鎖すること。

5. 業務場所、実施日時及び警備員数

別紙2「警備配置計画表」のとおり

6. 警備員

- (1) 警備員は、警備業法及び関係法令に定められた教育訓練を受けた者でなければならない。
- (2) 警備員は、一定の服装及び制帽を着用し、業務実施のため受託者から配備された警備員であることがわかる名札を胸等に着用しなければならない。（警備員であることを示す標章を当該制服の見やすい場所に着けることも可とする。）

7. 委託料の支払い

委託料については、業務完了後に一括して支払う。

8. 環境に関する配慮事項

別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

9. 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり

10. 留意事項

- (1) 投票所の警備員については、業務場所に到着後、責任者と警備位置を確認し、業務につくこと。
- (2) 交代要員等の配備計画は受託者に一任する。
- (3) 必要に応じ受託者は、委託者と事前の打合せを実施すること。
- (4) 受託者は、その責に帰すべき事由により、委託者及び第三者に損害を与えた場合に備え、必要な保険を付保し、その保険への加入を証するものを契約締結後速やかに提出すること。
- (5) 受託者は、業務終了後、署名を受けた報告書を添付し、業務完了報告書を提出すること。
- (6) 業務については、責任者の指示に従うこと。
- (7) 警備員の食事等の手配は、受託者において行うこと。
- (8) 委託者は、業務日までに受託者に責任者氏名及びその連絡先を伝える。
- (9) 配置場所までの警備員の交通手段の措置は、受託者が行うこと。車で乗り入れる場合は、可能な限り相乗り等の措置を講ずること。なお、車で乗り入れができない場所もあるため、受託者は、事前に駐車場等について確認しておくこと。
- (10) 無投票等により投開票が中止となった場合は、業務を中止する。
- (11) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、委託者受託者協議のうえ解決する。

また、本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに委託者の指示を受け、適正に履行すること。